

おとくな

家庭用温水暖房契約のご案内

「床暖房」や「温水ルームヒーター」を設置すると大変お得なガス料金メニューをお選びいただけます！



経済産業省ガス安全広報キャラクター 我須野さん

《 一般契約と家庭用温水暖房契約の比較 》

1か月の使用量	70m ³	100m ³	150m ³	250m ³
温水暖房契約	12,722円	17,232円	24,748円	39,780円
一般契約	13,008円	19,552円	28,844円	47,428円
差額	-1,254円	-2,320円	-4,096円	-7,648円

※一般料金よりお得になる最低使用量は「35m³/月」です。

例えば・・・

「1か月150m³」お使いになるお客さまは、11月から翌年3月までの5か月間の使用料が一般料金に比べて...

なんと！ 20,480円（税込）もお得になります!!
(=4,096円×5か月)

※4月～10月は、一般料金が適用されます。

ご家庭のお部屋で「ガス温水暖房」をお使いになると

家中のガス代が **お得** になります。経済産業省ガス安全広報キャラクター ニャーガス



糸魚川市ガス水道局

(詳細については、裏面をご覧ください。)

「家庭用温水暖房契約」の申込にあたって

家庭用温水暖房契約の適用条件

- ① ガス温水暖房を居住の目的だけに建てられた住宅(専用住宅)または店舗・事務所など、業務される部分をもつ住宅(併用住宅)でご使用になること。
- ② 併用住宅にお住まいの場合、設置されているガスメーターの能力が16立方メートル毎時以下であること(専用住宅の場合、上限はありません)。
- ③ 当市の都市ガスを熱源として、温水を循環させて暖房する機器(床暖房・温水循環式ファンヒーター等)を、お住まいになっているお部屋でご使用になられていること(浴室暖房乾燥機等お部屋以外だけのご使用は対象となりません)。
- ④ 温水暖房用の熱源機(給湯暖房用・暖房専用)が設置されていること。
- ⑤ 料金がお安くなる期間は11月検針日の翌日から翌年の4月定例検針日(料金請求月では、12月請求分から4月請求分)までとなり、その他の月は一般料金となります。

お申し込みにあたって

- ① お申し込み方法
「家庭用温水暖房契約」の適用をご希望されるお客さまは、ガス水道局担当窓口にお問い合わせください。適用条件の確認、ご使用になっているガス機器の確認等をさせていただきます。その際、設置確認のためにお客さま宅を訪問させていただきます。
- ② 契約の成立
「家庭用温水暖房契約」の適用条件が確認でき、お客さまから所定の申込書に必要事項のご記入・ご押印いただき、ガス水道局がお申し込みを承諾した時をもって契約が成立した日とします。
- ③ 料金の適用開始
「家庭用温水暖房契約」の料金の適用開始は、新たにガスをお使いになる場合(ご自宅を新築及び改築し、工事終了後にガスの開栓手続きを行う住宅)は、使用開始した日以降の利用分から適用します。
契約種別変更の場合は、変更した日の属する月の翌月利用分から適用します。
- ④ 契約期間
「家庭用温水暖房契約」の契約期間は、適用開始日より12か月目の定例検針日までいたします。契約期間満了に先立って、解約または契約の種別変更のお申し込みがない場合は、ご契約は同一条件で1年間継続するものとし、以降も同様といたします。
- ⑤ 解約
「家庭用温水暖房契約」を解約または供給約款料金へ変更された場合、解約日または変更日より1年間以内は本契約を含む他の選択約款のお申し込みはお受けできません。(増改築等による一時的な不使用の場合は除きます。)
- ⑥ その他
お申し込み内容に変更が生じた場合、または温水暖房機器を取り外した場合は、速やかにガス水道局までご連絡をお願いします。

料金は次のとおりです。

毎月の基本料金	使用量に応じたの料金
2,200円	150.32円/m ³

※原料費調整制度適用前の価格です。 ※消費税等相当額を含みます。

～ 詳しくは、糸魚川市ガス水道局へお問い合わせください ～

お客さま係 TEL 552-1540
能生ガス水道係 TEL 566-3111

※ この内容は令和5年4月1日現在のものです。